

令和6年1月31日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会長 西村教子



国民健康保険事業の運営について (答申)

令和6年1月25日付け発福保第1135号で諮問のありましたことについて、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

答 申 書

(令和6年1月31日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

国民皆保険制度の基盤として医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無所得者や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において、都道府県が国民健康保険の財政責任を担い、持続可能な医療保険制度に転換していくよう抜本的な制度改革が平成30年4月から施行された。

この制度改革により国民健康保険は、国の財政支援が拡充されるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに安定的かつ効率的な事業運営を目指して取り組みを進めているところである。

鳥取市の国民健康保険事業においては、低迷していた保険料収納率を向上させるため、徴収体制の強化策を講じることにより安定的に保険料収入の確保に努め、また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進し、ジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点をおいて取り組んできた。国民健康保険の制度改革が実施された平成30年度には資産割の廃止を含む保険料率の全面改定を行い、概ね順調に事業を運営してきたところである。

しかしながら、近年の傾向として鳥取市の被保険者のうち前期高齢者の構成比率は5割を超え、加入者の高齢化が進んだことで一人当たりの医療費は増加している。さらに、75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が減少したことで、保険料収入も減少しており、鳥取市の国民健康保険は厳しい財政運営を迎えている。

このような国民健康保険制度の概観と鳥取市の事業運営の経過を踏まえ、当協議会は、令和6年度の国民健康保険事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）」に基づき、令和6年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は、後期高齢者支援分が2万円引上げられ、24万円とされる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおりとすることが適当である。

（賦課限度額）

令和6年度の後期高齢者支援分の賦課限度額を国の基準どおり引上げる。

- ・ 基礎賦課額（医療分） 65万円（現行どおり）
- ・ 後期高齢者支援分 24万円（2万円引上げ）
- ・ 介護納付金分 17万円（現行どおり）

※参考 賦課限度額の推移

基礎賦課額（医療分）

（単位：万円）

| | | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|------|------|
| 国 | 基準 | 58 | 61 | 63 | 63 | 65 | 65 |
| 鳥取市 | 実績 | 58 | 61 | 63 | 63 | 65 | 65 |
| | 国基準との差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

後期高齢者支援分

（単位：万円）

| | | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|------|------|
| 国 | 基準 | 19 | 19 | 19 | 19 | 20 | 22 |
| 鳥取市 | 実績 | 19 | 19 | 19 | 19 | 20 | 22 |
| | 国基準との差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

介護納付金分

（単位：万円）

| | | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|------|------|
| 国 | 基準 | 16 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 鳥取市 | 実績 | 16 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 国基準との差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2 保険料率について

鳥取県が算定する令和6年度の鳥取市の国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）は、前年度と比べて約5億8千万円の減となることが見込まれています。

このことを踏まえ、令和6年度の保険料率を検討した結果、保険料率を据え置く場合でも、歳出に必要な歳入を確保できる見通しであることから、諮問どおり保険料率を据え置きとすることが適当であるとの結論に達した。

（保険料率）

保険料率は、現行どおり据え置きとする。

基礎賦課額（医療分）

| 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|-------|---------|---------|-------|-----|-----|
| 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| 6.1% | 20,900円 | 22,000円 | 現行どおり | | |

後期高齢者支援分

| 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|-------|--------|--------|-------|-----|-----|
| 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| 2.7% | 9,200円 | 9,000円 | 現行どおり | | |

介護納付金分

| 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|-------|--------|--------|-------|-----|-----|
| 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| 2.2% | 9,200円 | 7,000円 | 現行どおり | | |

当協議会の意見として

他の医療保険に属さない者を被保険者とする国民健康保険は、退職者や年金受給者が多くを占めており、所得に対する保険料負担が重いことや、年齢構成が高いことに起因する医療費の増加など、制度の構造的な問題を抱えている。

この課題解消のため、新たな国民健康保険制度が平成30年4月から施行され、都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村とともに安定的な財政運営と効率的な事業運営の実現を目指し、事務の広域化・標準化や保険料水準の統一を視野に入れた議論が進められているところである。

当協議会は、このような状況を踏まえ、国保財政の健全化と保険料負担の軽減の両立を図りながら、被保険者の健康の保持・増進につなげていくため、次の点について意見を申し述べる。

- 1 財政運営の責任主体である鳥取県に対して、被保険者への保険料負担を考慮し、一人当たり換算した国民健康保険事業費納付金が年度間で大幅な増額・減額とならないように平準化する仕組みづくりを要望すること。
- 2 本市の国民健康保険は、被保険者のうち前期高齢者の構成比率が5割を超え、加入者の高齢化が進んでいる。このような状況から被保険者の健康の保持と医療費の適正化を図るため、フレイル予防など高齢者の特性を踏まえた保健事業にも努めること。